

逆賊・二階組を討て

(IX)

悪法は法にあらず

1. ある法律が悪法であるか否かの判断基準はさして難しいことではない。
2. 悪法とは『法益の権衡』を欠いた『偏頗^{へんぱ}』にして『依怙^{えこ}』なるものである。
3. 『法益の権衡』とは、自然法の保護に値する利益または価値が、全国民的に均衡がとれている事。
又、『偏頗^{へんぱ}』とは不公正、不公平、不公益を要素・要因としており、『依怙^{えこ}』とは聶貞^{ひいき}、眷顧^{けんこ}、私利^{しり}を要素・要因としていることである。
4. 例えば、ドイツ・ワイマール共和国議会在ヒトラーに『大権授与法』を与えた為に、ヒトラーの独裁は一挙に加速し、ユダヤ人やジプシーの大量虐殺や親衛隊の残虐行為が平然と行われ、一方、我が国においても『治安維持法』が『大権授与法』同等の虐政を招いたのは記憶に新しい『悪法』の典型である。
法実証主義による『悪法も法なり』の行きついた姿であった。
5. この二大悪法の特徴は『法益の権衡』を欠いた、即ち『偏頗^{へんぱ}』と『依怙^{えこ}』の極端なものだった。
6. 勿論、この法実証主義の『悪法も法なり』は、戦後否定され、例え議会を通過した制定法であろうと、その法律が『法益の権衡』を欠いた『偏頗^{へんぱ}』にして『依怙^{えこ}』なる要素・要因がある時は、自然法に反した『悪法』として『法にあらず』と、法として認められないのである。
7. 今、日本国に『振り込め詐欺』というのが流行している。
8. その被害者の数は年々多くなるばかりで、被害額も年250億円超だという。
9. 上記7. 8は詐欺罪という犯罪であるが、もしかかる行為が『法律』によって詐欺にならないとしたら、その詐欺にならないとした『法律』は当然『悪法』となるのだ。
法律によって保護される利益が国民になく、『詐欺師』という犯罪者に利益があるからである。
10. ところが、あろうことか、今、我が国は『振り込め詐欺』を、法律で積極的に奨励している、とんでもない『悪法』が跋扈^{ばつこ}し、人々はせっせと、その『振り込め詐欺』に応じて大切なお金を欺し取られている実態が存在している。
11. その『悪法』は、日本の『税法』である。租税法律主義違反が『自儘』に出来るのだ（岩瀬勲元税務大学
校教授「[税務調査](#)」PHP刊106頁）なかでも、とりわけ、ひどい『悪法／税法』は、『消費税法』である。

12. 日本の『消費税法』ほど『偏頗』にして『依怙』なる『悪法』は世界に全く存在しない。
13. 日本の消費税5%は世界各国に較べて『低い!』と、よく言う人（逆賊二階組の族学者・族税理士）がいるが、とんでもない『大嘘』である。
14. 消費税の高い?国はスウェーデンの25%、ベルギー21%、イタリア20%、以下135ヶ国が消費税（付加価値税）をとっている。
15. 然し、アメリカ、グリーンランド、ミャンマー、アラビア半島諸国、リビア、コンゴ、アンゴラ、ソマリア等々他、消費税をとっていない国も多数ある。
16. それぞれの国が純歳入と純歳出のバランスの上に国税を徴収するわけだが、日本の消費税率は「国税収入比率」で割り出すと、なんと国税歳入の21.6%~を占めており、イタリアの27.5%について、世界第二位の高さなのだ。つまり、日本の消費税率は世界で二番目に高いという事が真実で、前記14で述べた通り、日本の消費税5%は、世界各国に較べ『低い!』など、とんでもない『大嘘』なのである。
17. 日本の消費税法は国民を『被準詐欺者』にした『振り込め詐欺』の『悪法』の典型そのものなのである。
18. 税金（以下血税）は本来、『担税力』（応能負担原則：憲法第13条、14条、25条、29条）に応じて『徴収』するものであり、他方、国民も『担税力』（支払能力）に応じて支払うべきものである。
19. ところが、日本の消費税は、要保護者でありながら生活保護を受けられない『棄民』に等しい人でも（日本弁護士連合会の調べによれば現在、五百万人以上いる）、生活保護を受けている人でも（現在、百万世帯若百五十万人超いる）、無収入の人でも、所得税非課税の人でも、全ての『個人』は一律5%とられているのだ。勿論、サラリーマンもである。
20. 然し、事業者（個人・法人）には『相殺勘定』という『依怙』があり、「商品を売ってお客さんから受け取った消費税」と「商品を買って該商人に支払った消費税」の『相殺』が認められているため、受取り消費税－支払い消費税＝＋－消費税となり＋－して、支払い消費税より受け取り消費税の方が多い場合、その多い分だけの差額を消費税として払い（納税）、反対に、支払い消費税の方が受け取り消費税より多い時は、その多く支払った差額分の消費税が全額還付されるのである。
21. 更に、トヨタ始めの大企業輸出業者には『当該輸出商品』を、アメリカ他、消費税のない国を大前提として、『該輸出商品』を売ったこととし、受取り消費税を0勘定にして、支払い消費税を『相殺不可勘定』にしている為、受け取り消費税0－支払い消費税3000億の場合、支払い消費税3000億円は、『片務相殺』（片方のみ／支払い消費税にしか相殺科目がない）なので、支払った消費税は、全額還付されてしまうのである。従って一番儲けているトヨタ達は一銭の消費税も払っていないのだ!

参照 [『消費税』](#) [『消費税考』](#) [『消費税法は違憲・TKC』](#) [『独立行政法人の消費税不正還付』](#)

22. つまり、日本の消費税法の『悪』は日本国憲法で定めた担税力（応能負担原則）を無視・違背して
- ① 要生活保護者・生活保護者や無収入・所得税非課税の人からでも、消費税5%をとっていること。
 - ② 第二は、サラリーマンには『相殺勘定』与えず、一方的に消費税5%をとっている事。
 - ③ 第三は、事業者（個人・法人）を『依怙』^{えこ}して『相殺勘定』を与え、受取り消費税の方が多分だけ、その『差額分』を、消費税としてとっている事。従って、事業者（個人・法人）の実質消費税は0.5%未満になっている事。
 - ④ 第四はトヨタ始め大企業輸出業者には受取り消費税を0%にして、支払い消費税の全額を還付している事。この事は、儲かっている会社は、本来、受取り消費税が、支払い消費税より多くあり、差引相殺すると消費税として、納税すべき莫大な『税額』がある筈なのに、その納税すべき『税額』を払うことすら免除し、反対に、支払った消費税の金額を還付させているのである。
23. 尚更に、驚くべきことは、トヨタ始め大企業輸出業者は『故意』に、輸入先業者を『日本企業』に限定するのだ。日本業者から仕入れたことにすれば、支払い消費税が発生し、その、支払い消費税分が後で全額還付が受けられるからである。
- トヨタが直接アメリカ等から部品等を仕入れれば、支払い消費税は0であり、還付金は0であるのに、わざわざ仕入れ業者を自社系列の日本企業にして、莫大な支払い消費税を支払った如く装い、且つその分、経常利益、純利益を少なくして、法人所得税を過少申告させ『実質的脱税』を促しているのである。
24. 日本の消費税法は誰が作ったのか？逆賊二階組の元主税局長（「主税局長の千三百日」水野勝著）である。これほどの『悪法』（法益の権衡を欠いた『偏頗』^{へんぱ}と『依怙』^{えこ}なるもの）は世界に存在しないのだ。
25. なぜ、元主税局長・水野勝は、これほど低次元な、法益の権衡を欠いた『偏頗』^{へんぱ}にして『依怙』^{えこ}なる悪法／消費税法を作ったのか！水野本人も『不公平』を認めている悪法を（「大蔵省主税局」講談社 50 頁）
26. それは、事業者（個人・法人）や大企業輸出業者に、『双務及び片務相殺勘定』を設けてやり、上記 20～23 の、過大且つ莫大な利益を与え、その見返りとして主税局官僚・宦官・貪吏の、天下り先を確保するためである。そうして、法律に無知な国民（被準詐欺者）は、騙し易いので、所謂『振り込め詐欺』を一見合法的に見せ掛け、『悪法』をあたかも『適法』のごとく難しく設けたのである。
27. そして更に、国民から騙しとった血税（消費税）は、コヤツラの仲間達で分け合うのである。
28. その証拠は、主税局官僚・宦官・貪吏の天下り先は全て大企業及び独立行政法人であることで裏付けられている。官僚としての『保身』と『出世』、第二、第三の天下り先確保による『私腹主義』の全うである。
29. 国会を通過した制定法といえども、上記 6 で述べた通り、『悪法は法にあらず』なのだ。
30. 従って、租税法律主義の我が国においては、現消費税法は『法にあらず法』であって、その法文は、単なる、巧妙な詐欺口上文書にすぎないものである。国民は、もう騙されてはならない。
- 「オレオレ消費税振り込め詐欺」は、元主税局長・水野勝を主犯とした重大な準詐欺罪・詐欺罪である。

31. ところが、消費税法は、単なる準詐欺・詐欺に止まらないもっと悪質な重罪を包含しているのである。それは、『国税庁』という徴収権力を発動して強引に消費税をとるという『強盗』をするのである。
32. 上記 31 は、『悪法』／違法な物理的強制力の発動であるから、『暴力』をもって消費税を強奪するわけで、これは歴とした『強盗罪構成要件に該当する違法有責な犯罪行為』そのものなのである。
33. 日本国家はこうして（逆賊二階組をして）消費税法成立以来強盗国家に成り下がってしまったのである。
34. ならば、どうすればよいのか！
35. 我ら国民は「日本国憲法第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 9 7 条で保障されている抵抗権・革命権」を行使し、逆賊二階組（主税局・国税庁）なる『強盗強姦団』を駆逐するしかないのである。
36. 国民の抵抗権・革命権とは、『逆賊二階組を討て（Ⅱ）熱血市民革命』冒頭で述べた『易姓』である。これは明治憲政史における憲法草案に
- 第 7 0 条 政府国憲に違背するときは日本人民はこれに従わざることを得。
- 第 7 1 条 政府官吏圧制をなすときは日本人民はこれを排斥することを得、政府威力をもって擅恣（せんし）暴虐を逞（たくましく）するときは日本人民は兵器をもってこれに抗することを得。
- 第 7 2 条 政府恣（ほしいまま）に国憲に背き擅（ほしいまま）に人民の自由権利を残害し、建国の旨趣を妨ぐるときは、日本国民はこれを覆滅して新政府を建設することを得。
- の通り、易姓革命権を行使し逆賊二階組が作った悪法／消費税法を即座に駆逐し、逆賊ドモを掃討するしかないのである。
- 註 悪法／消費税法を廃止しても、財源は、相殺勘定なしの、生活必需品逡減（下限 0 %）、贅沢品逡増の売上税一律平均 5 % にすれば、2 5 兆円超は優に確保できるのだ。現収消費税の 2 倍以上である。
37. 日本国憲法第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 9 7 条で保障している抵抗権・革命権は、単なる「違憲立法審査権」ではないのだ。それは外科的手術を意味する前記 36 の『革命権』行使の意である。
38. 悪法に基づく行政権力には『公定力』（悪法も法なり／だから確定判決が決まる迄は有効）という悪法有効装置があるので、一般抗議や異議申立や違憲訴訟などは、全くムダな時間の浪費でしかないのである。それは、悪辣な強盗強姦団に対し、非暴力主義で「そういう事はやめなさい。強盗や強姦は悪い事だからやめなさい！」と『哀願』する事と同じで、結果はなんの意味も効果もなく、結局『強盗強姦』はやり放題に、やられてしまうだけの机上の空論でしかないからだ！
39. 人間としてこの世に生誕した以上、『幸福を追求する権利』は自然法理論を展開するまでもなく、天賦されているのである。
40. この『幸福を追求する権利』は同時に『不幸を強いる勢力の排除』であり、これは生きとし生きる生命体に与えられた『不快を避け快然自足を乞う本能的な生活権』である。

41. 抵抗権・革命権は万人に与えられた『生存権』である。『生存権』こそ、生きとし生きる全ての者に天賦された前記 40 の『不快を避け快然自足を乞う本能的生活権』なのである。
42. 悪法の中の悪法／消費税法は、『生存権』を保障した日本国憲法第 25 条『生存権、国の社会的使命』に 200%超、背反し、生活保護受給者からも『血税』をまき上げ、生活保護受給者の『生存権』を奪っているのである。だが、『生存権』を奪われている国民は、生活保護受給者だけではないのである。
43. 日本弁護士連合会の、[貧困の連鎖を断ち切りすべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議](#)に依れば、現在の生活保護受給者は、要保護者の『二割弱』で、残り『八割強』の要保護者の方々は、生活保護すら受けられず、『姥捨山』に捨てられた『棄民』の生活を強いられているという。なんと、その員数 600 万人強の同胞が、生活保護が必要なのに、門前払いされているのである。故に、今こうしている間にも自殺者は後を絶たないのだ！
そのことを臉にすると、私は泪がとまらない。逆賊ドモの『悪法』と『悪徳』の乱麻を断つしかないのだ。
44. 必ず、逆賊二階組『鬼畜ドモ』を討ち『死刑』の誅罰を与えずしてなんで生きながらえる必要があるのか。
45. 神仏は全ての生態系に対し『不快を避け快然自足を乞う本能的生活権』を等しく分け与えたのである。
46. だが、逆賊二階組の『私腹主義者』は、『人の不幸は蜜の味』の『鬼畜』として、本来の『治国平天下』を『治国平天下り』に脚色し、人々の『煩惱即菩提』を『優勝劣敗即弱肉強食』に吹き替え、人々を共食いさせ、毎年、3 万人以上の同胞を自殺に見せかけ、間引き（人殺し）しているのである。
47. 自殺した（殺された）同胞達よ！ あなた方を自殺に追い込んだ鬼畜達は、逆賊二階組（主税局と主計局）という『闇の東大帝国』／『私腹主義者』ドモなのだ！！
48. 自殺した（殺された）同胞達よ！ あなた方は、何一つ悪い事をするともなく、ただ黙々と、汗を流し、泪を流し、血を流し、ひたすら、この世に生まれた証として、ごく普通に『不快を避け快然自足を乞うて』生きていただけである。
49. 自殺した（殺された）同胞達よ！ あなた方の積年の『怨霊』を、我ら『日本義塾』に『憑依』せよ！
我ら『日本義塾』は、あなた方の積年の『怨霊』を、必ず、命にかえて鎮魂する。
50. 自殺した（殺された）同胞達よ！ 我ら『日本義塾』は『悪法の中の悪法／消費税法』の立役者・元主税局長・水野勝他を、準詐欺罪・詐欺罪・強盗罪・殺人罪等で刑事告発し『死刑』の訴追処罰を嚴重に求め、あなた方の『無念』と『悲憤』に対し、一掬の灯明とするものである。

国民よ！ 『悪法許さじ』に立て！

新村 紘宇二